# 佐伯市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和2年4月1日現在)

# 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
可似	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	1 定型的な業務を行う職務 2 定型的な業務を行う消防職員の職務	94	10.4	事務員 技術員 保健師	55 8	15 16 94 48 180 5 13 20 86	19.9	係員級
1級				体健師   栄養士	15			
				保育士·幼稚園教諭				
				消防士	16			
				計	94			
	1 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う消防職員の職務	86	9.5	事務員	48			
				技術員	5			
2級				保健師 栄養士	12			
乙拟				保育士·幼稚園教諭	13			
				臨床心理士				
				消防士				
				計				
3級	1 主査又は主任の職務 2 消防職員の主査又は主任の職務	113	12.5	主任	104	338	11.5	主任級
3 前又				土宜 計	113			係長級
	   1 副主幹の職務  2 消防職員の副主幹の職務	329	36.4	副主幹	329		37.3	
4級				計	329			
	1 室長、所長、園長、総括主幹又は主幹 の職務 2 消防職員の総括主幹又は主幹の職務	162	17.9	主幹	35	200	22.1	課長補佐
E &B				所長•園長	2			
5級				総括主幹	125			
				計	162			
	1 課長、議会の事務局の次長、委員会等 の事務局の長、参事、課長補佐、委員会 等の事務局の長の補佐又は困難な業務 を行う本庁の室長の職務 2 消防職員の課長、副署長、参事又は課 長補佐の職務	73	8.1	課長補佐	37	35	3.9	級課長級
				局長補佐	1			
6級				課長	25			
				事務局長 参事	1 9			
				計	73			
	1 次長、振興局長、困難な業務を行う本庁 の課長、困難な業務を行う議会の事務局 の次長又は困難な業務を行う委員会等の 事務局の長の職務 2 消防職員の次長、署長又は困難な業務 を行う本部の課長の職務	36	4.0	次長	75	36	4.0	次長級
				振興局長	8			
7611				課長	18			
7級				事務局長	2			
				事務局次長	1			
				計	36			
	1 部長、局長、議会の事務局の長又は困 難な業務を行う本庁の次長の職務 2 消防職員の消防長又は困難な業務を行 う本部の次長の職務	12	1.3	部長	9	12	1.3	部長級
OVT				局長	1			
8級				事務局長	1			
				消防長計	1 12			
	 合 計	905	100.0	āT	12			

#### 海事職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
可似	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	甲板員			計				
2級	<u></u> 知識又は経験を必要とする業務を行う甲板 員			計				甲板員級
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う甲板員 2 航海士			計				級
4級	1 船長及び機関長 2 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う航海士 3 特に高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う甲板員	1	100.0	船長計	1	1	100.0	船長級
5級	高度の知識と経験を必要とする船長及び機 関長			計				
	合 計	1	100.0					

## 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
守拟	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師							左
				計				医 師
2級	主任医師							級
-42				計				
3級	診療所の長の職務	1	100.0	診療所長	1			診 療
رابر <i>ن</i>				計	1			
4級	困難な業務を行う診療所の長の職務					1	100.0	療
7 193	四年は不切とコラ砂原川の及の根切			計		'	100.0	所長級
5級	規模の大きい診療所の長の職務							級
O HYX	八元   大 マノノへ ご も・日夕 7京 「八 ロノ TX ロノ 4玖 作力			計				
	合 計	1	100.0					

## 〇地方公務員法

(等級等ごとの職員の数の公表)

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。